

写

25消安第6491号

平成26年4月1日

関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」の一部改正について

EU向けに我が国から輸出される食品及び飼料に関して、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け制定された、欧州委員会規則（以下「EU規則」という。）第996/2012号により求められている証明については、「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」（平成23年3月31日付け22消安第10259号）により対応しているところです。

今般、当該EU規則が廃止され、新たにEU規則第322/2014号が制定されました。これにより、東京都及び神奈川県が放射性物質の検査対象都県から外れたほか、福島県産以外のEU向けの食品・飼料等について、県ごとの放射性物質の検査対象品目及び証明書様式の一部変更がありました。

つきましては、当該通知を別紙のとおり一部改正しましたので、御了知の上、貴会会員に周知願います。

別紙

EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について

第1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、欧州連合（以下「EU」という。）は、平成23年3月28日から、我が国からEUへ輸出される食品及び飼料について、**Commission Implementing Regulation (EU) No 322/2014**（以下「EU規則」という。）に従い、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めているところである。このため、本通知により、我が国からEUに輸出するペットフード等の証明書の発行条件及び手続について定めるものとする。

第2 EUの規則に基づく証明書発行の対象となるペットフード等

我が国からEUに輸出するペットフード等（「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」（平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知。以下「EU向け要領」という。）の別添1で定義されるペットフード及び別添2で定義される養殖魚用飼料をいう。以下同じ。）

第3 証明書の発行要件

次の1を満たし、かつ2から9までのいずれかの要件を満たすペットフード等について、証明書を発行することとする。なお、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）の検査をする場合のサンプリング方法及び検査機関は別途定めることとする。

- 1 EU向け要領により、EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の適合事業場登録簿に登録のある製造工場であること。
- 2 平成23年3月11日より前に、製造されたものであること。
- 3 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、千葉県及び岩手県（以下「福島県等8県」という。）以外の地域において製造及び積み出しされるものであること（6から9までにより検査が行われるものを除く。）。
- 4 福島県等8県、秋田県、山形県、長野県、山梨県、静岡県、新潟県及び青

森県以外の地域において製造され、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されることなく、これらの県の積み出し地経由で輸出されるものであること（6から9までにより検査が行われるものを除く。）。

- 5 群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、千葉県及び岩手県において製造及び積み出しされるものであること（6から9までにより検査が行われるものを除く。）。
- 6 秋田県、山形県又は長野県において生産又は加工されたコシアブラ、タケノコ、ワラビ、タラの芽又はきのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 7 山梨県、静岡県、新潟県又は青森県において生産又は加工されたきのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 8 福島県において製造されるもの又は福島県等8県において生産若しくは加工された別表1の福島県等8県それぞれの対象品目を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 9 生産又は加工地が不明な原料を50%以上含有するもので、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。

第4 証明書の申請手続

- 1 証明書の発行を申請する者は、次の（1）から（7）までに掲げる書類を消費・安全局畜水産安全管理課長又は各地方農政局長宛に提出するものとする。
 - （1）証明書発行申請書（別記様式1）
 - （2）「EU向け要領」別記様式第2号による「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の適合事業場登録簿への登録について」の写し
 - （3）パッキングリスト、船荷証券（BL）等、輸出する製品の特定が可能で、証明書の記載事項について確認できる書類
 - （4）第3の2に該当する場合は、製造年月日を証明することができる書類
 - （5）第3の3から8までに該当する場合は、製造地及び使用した原料の50%以上の生産、加工地を確認できる書類
 - （6）第3の4に該当する場合は、（5）に加え、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されないことを確認できる書類
 - （7）第3の6から9までに該当する場合は、検査機関からの検査結果、その

他別途定める保管記録等

- 2 畜水産安全管理課又は各地方農政局消費・安全部安全管理課は、申請者から提出された申請書類の内容について、必要があると認める場合は、現地確認及びその他の調査を実施する。
- 3 畜水産安全管理課又は各地方農政局消費・安全部安全管理課は、第4の1の（1）から（3）まで、及び必要な場合は、（4）から（7）までの内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。

(別記様式1)

EU 向けペットフード等の輸出に関する証明申請書

年 月 日

各地方農政局長
消費・安全局畜水産安全管理課長 } 殿

申請者 住所

氏名 印

私は、本通知別記様式2に基づく証明書について、下記の事項の裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。なお、提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

また、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことについて了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づいて、貴局（課）及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

記

- 1 平成23年3月11日より前に製造されたものであること。
- 2 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、千葉県及び岩手県（以下「福島県等8県」という。）以外の地域において製造及び積み出しされるものであること（5から8までにより検査が行われるものを除く。）。
- 3 福島県等8県、秋田県、山形県、長野県、山梨県、静岡県、新潟県及び青森県以外の地域において製造され、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されることなく、これらの県の積み出し地経由で輸出されるものであること（5から8までにより検査が行われるものを除く。）。
- 4 群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、千葉県及び岩手県において製造及び積み出しされるものであること（5から8までにより検査が行われる

ものを除く。)。

- 5 秋田県、山形県又は長野県において生産又は加工されたコシアブラ、タケノコ、ワラビ、タラの芽又はきのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム (^{134}Cs 及び ^{137}Cs) について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 6 山梨県、静岡県、新潟県又は青森県において生産又は加工されたきのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム (^{134}Cs 及び ^{137}Cs) について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 7 福島県において製造されるもの又は福島県等8県において生産若しくは加工された別表1の福島県等8県それぞれの対象品目を50%以上含有するものであって、放射性セシウム (^{134}Cs 及び ^{137}Cs) について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 8 生産又は加工地が不明な原料を50%以上含有するもので、放射性セシウム (^{134}Cs 及び ^{137}Cs) について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。

(当てはまる項目いずれか1つに印をしてください。)

別記様式 2

Declaration for the import into the Union of

..... (Product and country of origin)

Batch identification Code **Declaration Number**

In accordance with Commission Implementing Regulation (EU) No 322/2014 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station the

..... (authorised representative referred to in paragraphs 2 or 3 of Article 6 of Implementing Regulation (EU) No 322/2014)

DECLARES that the (products referred to in Article 1)
of this consignment composed of:
..... (description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)
embarked at (embarkation place)
on (date of embarkation)
by (identification of transporter)
going to (place and country of destination)
which comes from the establishment (name and address of establishment)

is compliant with the legislation in force in Japan as regards the maximum levels for the sum of caesium-134 and caesium-137.

DECLARES that the consignment concerns feed or food

- not falling under the transitional measures** provided in the Japanese legislation (see Annex III to Implementing Regulation (EU) No 322/2014) as regards the maximum level for the sum of caesium-134 and caesium-137
- falling under the transitional measures** provided in the Japanese legislation (see Annex III to Implementing Regulation (EU) No 322/2014) as regards the maximum level for the sum of caesium-134 and caesium-137

DECLARES that the consignment concerns:

- feed or food that has been harvested and/or processed before 11 March 2011;
- feed or food that originates in and is consigned from a prefecture other than Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Saitama, Chiba and Iwate, other than mushrooms, koshiabura, bamboo shoot, Aralia sprout and bracken originating in the prefectures Akita, Yamagata and Nagano and other than mushrooms originating in the prefectures Yamanashi, Shizuoka, Niigata and Aomori;
- feed and food that is consigned from Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Saitama, Chiba, Iwate, Akita, Yamagata, Nagano, Yamanashi, Shizuoka, Niigata and Aomori prefectures, but does not originate in one of those prefectures and has not been exposed to radioactivity during transiting;
- feed and food not listed in Annex IV to Implementing Regulation (EU) No 322/2014, that originates in and is consigned from Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Saitama, Chiba and Iwate;
- koshiabura, bamboo shoot, bracken, Aralia sprout or mushrooms or a compound feed or food containing more than 50 % of those products, originating in Akita, Yamagata or Nagano prefecture, and has been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on (date) in the (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137. The analytical report is attached;
- mushrooms or a compound feed or food containing more than 50 % of those products, originating in Yamanashi, Shizuoka, Niigata or Aomori prefecture, and has been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on (date) in the (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137. The analytical report is attached;

- feed and food listed in Annex IV to Implementing Regulation (EU) No 322/2014 or a compound feed or food containing more than 50 % of those products, originating in Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Saitama, Chiba and Iwate prefectures, and has been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on (date) in the (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137. The analytical report is attached;
- feed and food of unknown origin or containing more than 50 % of (an) ingredient(s) of unknown origin and has been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on (date) in the (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137. The analytical report is attached.

Done at on

Stamp and signature of the
authorised representative referred to in
Article 6(2) or (3) of Implementing
Regulation (EU) No 322/2014